

第 1 回 経営形態検討委員会

資 料 (別 冊)

経 営 形 態 比 較 表

平成 2 1 年 7 月 8 日 (水)

病 院 局

○経営形態比較表

		地方公営企業法の全部適用	地方独立行政法人（非公務員型）	公設民営（指定管理者制度）	民間委譲	
趣 旨		地方公共団体が、直接地域住民の福祉の増進を目的として、運営する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">現 在 の 形 態</div>	住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体自ら主体となって直接実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には、必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設置する法人（地方独立行政法人）が運営する。	公の施設（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設）の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときに、当該公の施設の管理を行わせる者として、地方公共団体が指定した法人その他の団体が運営する。	買収した民間事業者（医療法人等）が運営する。	
施設	事業者（病院の設置者）	県	地方独立行政法人	県	医療法人等	
	建物所有者	県	地方独立行政法人	県	医療法人等	
管理主体	法人格等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">地方公営企業</div> ※県が条例により設置する。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">地方独立行政法人</div> ※地方自治体が議会の議決を受けて定款を定め、総務大臣の認可を受けて設立する。 地方公共団体のみが出資できる。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">指定管理者</div> ※議会の議決を受けて県が指定する。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">医療法人等</div>	
	根拠法		地方公営企業法等	地方独立行政法人法等	地方自治法等	医療法等
	組織	長	事業管理者 知事が任命（任期4年）	理事長 知事が任命（任期4年以内において定款で定める。）	法人その他の代表	理事長等
		内部組織	条例で設置及び運営の基本を定め、その他は事業管理者が企業管理規程で定める。	知事が任命する理事長、監事以外の内部組織は、理事長が定める。	県との協約に基づき指定管理者が定める。	理事長が定める。
計画・評価	目標・計画	法令の定めなし。 ※実際には、事業管理者が中期目標（中期経営計画）を策定している。	法令の定めあり。 ・中期目標は、設立団体の長が定め、議会の議決を得る。 ・中期計画は、法人の長が定め、設立団体の長が認可する。 ・年度計画は、法人の長が定め、設立団体の長に届出る。	法令の定めなし。 ※病院によっては、目標や計画を定めている。	法令の定めなし。	

		地方公営企業法の全部適用	地方独立行政法人（非公務員型）	公設民営（指定管理者制度）	民間移譲
計画・評価	事業の評価を行う組織	法令の定めなし。 ※病院局が県立病院事業評価委員会を設置 (病院局長の私的諮問機関)	法令の定めあり。 ※県が地方独立行政法人評価委員会（附属機関）を設置 委員会は、評価結果を、設立団体の長へ報告する。	法令の定めなし。	法令の定めなし。
	人事給与	職員の身分	公務員	法人職員	指定管理者の職員
職員の定数		県には、職員数に定数という上限がある。	法人の職員数は、県の定数に含まれない。	指定管理者の職員数は、県の定数枠に含まれない。	民間では、県の定数は関係ない。
兼業		兼業は禁止。 ※医師が他の病院等に勤める場合には、営利企業の従事許可が必要となる。	常勤役員を除き、兼業が可能。	兼業可能	兼業可能
給料表や新設手当		知事部局に勤める職員と異なる給料表を設定することが可能	知事部局に勤める職員と異なる給料表を設定することが可能	知事部局に勤める職員と異なる給料表を設定することが可能	公務員と異なる給料表を設定することが可能
退職給付金		退職時に、知事部局に勤める職員と同じ方法で支払う。	県から法人に移行した職員に対しては、退職時に、県職員であった期間を通算して支払う。	指定管理者が定めた方法で支払う。	医療法人等が定めた方法で支払う。
労使関係		労働基本権の一部を制限されている。ストライキはできない。	労働三権が保障されている。ストライキができる。	労働三権が保障されている。ストライキができる。	労働三権が保障されている。ストライキができる。
共済・健康保険		地方公務員等共済組合	地方公務員等共済組合	社会保険等	社会保険等
災害補償		地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償法	労災保険	労災保険
刑罰関係		刑法上「公務員」として扱われる。 ※刑法に定められた刑罰の一部は、公務員の犯罪について、一般の者より重い刑が科される。	刑法上「公務員」と見なされる。	刑法上「公務員」ではない。	刑法上「公務員」ではない。
職員の移行		地方公営企業の全部適用を選択した場合、現在の形態を維持することとなり、制度上の変更はない。	地方独立行政法人を選択した場合、条例で定める部署の職員は、別に辞令のない限り、法人設立日に自動的に法人職員になる。（ただし、5年間は県からの派遣も可能）	指定管理者制度を選択した場合、現在の病院職員は、基本的に退職することとなる。 ※指定管理者による雇用も考えられる。	民間委譲を選択した場合、現在の病院職員は、基本的に退職することとなる。 ※医療法人等による雇用も考えられる。
スタッフの確保 医師の医局からの派遣	病院局が確保する。 基本的には現状どおり。	法人が確保する。 医局から継続して派遣がなされるかについては不明。	指定管理者が確保する。 医局からの継続して派遣がなされるかについては不明。	医療法人等が確保する。 医局からの継続して派遣がなされるかについては不明。	

		地方公営企業法の全部適用	地方独立行政法人（非公務員型）	公設民営（指定管理者制度）	民間移譲		
財	制度	財政の原則	独立採算制	独立採算制	独立採算制	独立採算制	
		会計基準	地方公営企業会計制度	地方公営企業型地方独立行政法人会計基準	病院会計準則等	病院会計準則等	
		監査等	県の監査委員による監査を受けなければならない。	法律により、知事の選任する監事による監査及び会計士事務所など外部の会計監査人による監査を受けなければならない。	県の監査委員による監査を受けなければならない。	医療法人は、役員である監事による監査を受けなければならない。	
		予算・決算制度	予算	事業管理者は原案を作成し議会による予算の議決を受ける。	法人は、内容を年度計画に定め、県知事に届出をする。	指定管理者には関係ない。 （委託料について県が予算の議決を受ける。）	県の予算は関係ない。
	決算		事業管理者は決算を調製し、事業報告書等を知事へ提出。監査委員の意見をつけて議会の認定を受ける。	法人は、監事の意見の付いた財務諸表、事業報告書、決算報告書を知事へ提出。評価委員会の意見を聴いた知事の承認を受ける。	指定管理者には関係ない。 （委託料について県が決算の認定を受ける。）	県の決算は関係ない。	
	務	契約制度（複数年契約）		長期継続契約できる業務が限定されている。	長期継続契約できる業務は限定されていない。	長期継続契約できる業務は限定されていない。	長期継続契約できる業務は限定されていない。
		医療器械に対する投資		予算の議決が必要。	県からの借入れをする場合には、県の予算措置及び総務省の同意が必要。	県の施設整備で行う場合には予算の議決が必要。	県の予算は関係ない。
		退職給与引当金		十分な引当が望ましい。	十分な引当が望ましい。	十分な引当が望ましい。	十分な引当が望ましい。
		財政措置・経費負担		県が、繰出基準に基づく一般会計繰入金繰入金を繰入れる。企業債の元利償還に係る交付税措置等がある。	県が、基準を明確にした上で積算した運営費負担金を交付する。	県が指定管理者との協約に基づき委託料を支払う。	原則としてなし。
		資金調達手段		単独で長期借入ができる。	県からの長期借入金ができる。（県以外からの長期借入れは禁止）	法令の定めなし。	法令の定めなし。
県の関与		知事の関与	予算の調製 議案の提出等 住民福祉確保のための指示 管理者の任免 など	中期目標の策定・指示 中期計画の認可・変更命令 年度計画の届出の受理 業務実績評価・承認 中期計画終了時の検討、報告聴取、 立入検査、是正命令 理事長等の任免 など	指定管理者の指定 毎年度終了後の事業報告書の受理 指定管理者が定める利用料金の承認 管理業務又は経理状況の報告聴取 事業運営状況の評価 指定取消・管理業務停止命令など	法令上の関与なし。 （医療法等行政的な関与を除く。）	
	議会の関与	公営企業の設置条例の制定 予算の議決・決算の認定 料金に係る条例制定 など	地方独立行政法人の定款の議決 定款の作成・変更の議決 中期目標の作成・変更時の議決 中期計画の作成・変更時の議決（含料金）	指定の手續・管理基準・業務内容等の条例制定 指定にかかる議決 利用料金の基準の制定	法令上の関与なし。		

	地方公営企業法の全部適用	地方独立行政法人（非公務員型）	公設民営（指定管理者制度）	民間移譲
移行時に県が負担するコスト	現在の形態であり、形態移行に伴う新たなコストはかからない。	退職給与引当金の積立 人事給与の電算システム等の独自構築費用 雇用保険料等 金融機関手数料の発生 など	退職する職員の退職金 など	退職する職員の退職金 累積欠損金の処理 など
不採算医療の確保	県として役割分担に従い、責任をもって対応する。	県が直接行うのに準じた公共性をもって対応する。	県が指定管理者との協約の中で確保する。	売却時に条件とすることは可能だが、確保される保証はない。
課題	現在の形態で今後も経営改善を図る。	法人の設立・認可手続が必要。	指定管理者に応募する事業者がない可能性がある。	委譲先に応募する事業者がない可能性がある。
H21年4月現在の都道府県立病院の状況	138病院 ／ 200病院 (69%)	13病院 ／ 200病院 (6.5%) ※今後H22年4月までに24病院が移行予定。 (厚生労働省調査)	再掲 5病院 ／ 200病院 (2.5%)	平成15年度以降 8病院が民間委譲